

徳島地方・家庭裁判所委員会（第10回）議事概要

1 開催日時

日時 平成20年7月23日（水）午後2時

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

植田和俊委員，織田武士委員，川辺善子委員，黒野功久委員，中西一宏委員，的場純男委員〔委員長〕，山本喜代子委員，和田眞委員，井上律子委員，枝川哲委員，太田善康委員，大塚幸雄委員，加渡いづみ委員，森田陽子委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) テーマ

「裁判所における非常勤職員について～調停委員，司法委員，参与員，専門委員，労働審判員～」

(5) 意見交換等

5 記載のとおり

(6) 次回開催期日，テーマ等

おって決定

(7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換等について（：委員，：説明者）

要旨

(1) 調停委員，司法委員，参与員，専門委員及び労働審判員の役割や当庁での活用状況等について説明

(2) 簡易裁判所調停室やラウンド法廷等を見学

(3) 意見交換

： 徳島家裁の家事調停が成立する割合は，数年前までは30パーセント台と低かったが，今年前半は46パーセントの成立率で，全国平均に近いものとなっている。

これは，調停委員を始めとする関係者の努力の成果によるものと考えられる。

： 調停を円滑に進めていくためには，まず，調停委員が当事者の話をよく聞くこと，そして，当事者が望む限りは，あっさりとなしにするのではなく，調停期日を重ねていくことが必要となる場合もある。また，裁判所による研修のほか，調停委員による自主研修もよく行われており，裁判官等が依頼を受けて講師を務めたりしている。

： 私自身も調停委員として事件に関与することがあるが，話をよく聞くということはなかなか難しいと感じている。遺産分割の調停などの場合には，利害関係者が多いこともあり，調整が難しいことが少なくなく，不成立となり審判に回っていることも多いと思われる。

- : 家事調停事件では、ドメスティックバイオレンスに関わる事件もあると思うので、カウンセラーや臨床心理士から調停委員を選任することも考えられるのではないかと。臨床心理士などには忙しい方が多いものの、主婦の方やパートでやっておられる方もいるので、調停委員をお願いできる方もいるのではないかとと思われる。
- : 調停委員の繁忙度は事件の入り具合によって異なり、月に1回裁判所に来られる方もいれば、月に10回程度裁判所に来る方もいる。
- : 徳島では、他庁に比べて、弁護士や司法書士、建築士などの専門家の調停委員が多く、また、調停委員としての稼働率も高いように思われる。また、女性の調停委員も多いように思われる。
- : 調停の成立率に現れているように、近時は調停の進め方がずいぶん改善されてきたと感じる。離婚調停などは、次の人生へのステップ、もしくはきっかけの役割も担っていることから、当事者に対して白か黒か問い詰めるのではなく、できるだけ和んだ雰囲気当事者の話をよく聞くことが肝要と思われる。
- : 調停委員にはカウンセラーとしての役割も期待されているのだろうと思う。
- : 調停委員には元公務員の方が多くようだが、かつての公務員には威圧的な方が少なくなかったように思われる。
- : 調停の取下げについては、紛争が事実上解決しているわけではなく、ほぼすべてが実質は不成立ということではないかとと思われる。調停委員の資質については、思い込みの激しい方は困る。包容力を持って、辛抱強く当事者の話を聞いていただきたい。
- : 調停委員の給源については、幅広く適格者を求めたいと考えているので、適当な団体等があれば是非お教えいただきたい。
- : 意欲と社会経験のある方を調停委員候補者として公募することも考えられるのではないかと。
- : 手元に資料のある平成18年以降では、3人の方から調停委員に就任したいという自発的な申出があり、選考手続の結果、いずれの方も調停委員としての適性ありということになったが、うち2人の方は、調停委員の職務の責任の重さを実際に知ったことから、就任を辞退されている。
- : 調停で事件が解決した当事者が、調停のすばらしさをたたえていたことがある。調停委員の選任手続を分かりやすく示して、更に幅広く調停委員の適格者を求めていくべきではないかと。
- : 今まででは、調停委員は偉い人と思っていたが、決して雲の上の人ではないことが分かった。
各方面から調停委員の候補者を募り、研修会等を受けてから実際に調停を行っていただくことも考えられるのではないかと。
- : 労働審判制度は平成18年4月から始まった制度で、当庁では、10名の方に労働審判員をお願いしている。かなり評判の良い制度であり、今年に入ってから既に6、7件の申立があった。
原則として、3回以内の期日で処理することから、かなり負担が重い職務と思われるが、労働審判員の方々には一生懸命やっただいていただいている。

以 上